

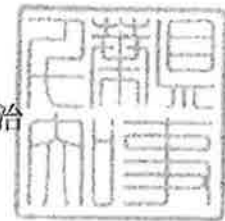
特別管理産業廃棄物処分量許可証

住所 千葉県成田市三里塚光ヶ丘1番地1331
氏名 株式会社ナリコー
代表取締役 加瀬 敏雄

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第6項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 鈴木 栄 治



許可の年月日 令和3年2月17日

許可の有効年月日 令和9年12月16日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

焼却による中間処理

(2) 特別管理産業廃棄物の種類

感染性産業廃棄物

2 事業の用に供する全ての施設

許可証別紙のとおり

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成5年12月17日 新規許可

令和3年2月17日 更新許可

5 規則第10条の16第2項の規定による許可証の提出の有無

存・無

(以下余白)

NO COPY

再複写無効

許可証別紙

事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)	処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
焼却施設 (施行令第7条第3号, 第5号, 第8号, 第13号の2) (変更許可: 平成27年11月16日, 第27-2-440号)	感染性産業廃棄物 84 t/日 (1. 75 t/時×24時間×2炉) (平成28年2月2日)	1	千葉県成田市 十余三字天神峯 164番16の一部, 214番62, 同番67の一部, 同番100の一部, 同番107, 同番104の一部, 同番136の一部, 同番143の一部, 同番206, 同番217の一部, 同番252, 同番253, 十余三字稻荷峯 151番501, 同番396の一部, 同番476の一部, 吉岡字木挽谷 1481番1の一部, 同番4の一部, 同番5の一部
感染性産業廃棄物 保管施設	113 m ²	1	
	237 m ³		
燃え殻保管施設 (第2工場)	116 m ²	1	
	243 m ³		
ばいじん(13号廃棄物) 保管施設 (第2工場)	8.9 m ²	1	
	28 m ³		
	11 m ²	1	
	14 m ³		

(以下余白)

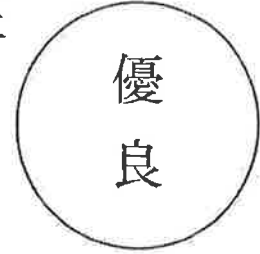
NO COPY
再複写無効



許可番号 第 01220004245 号

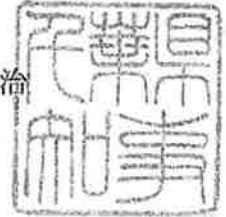
産業廃棄物処分業許可証

住所 千葉県成田市三里塚光ヶ丘1番地1331
氏名 株式会社ナリコー
代表取締役 加瀬 敏雄



廃棄物の処理及び清掃に関する法律14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 鈴木 栄 治



許可の年月日 平成29年9月7日

許可の有効年月日 平成36年7月1日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

焼却による中間処理

(2) 産業廃棄物の種類

ア 汚泥, イ 廃油, ウ 廃酸, エ 廃アルカリ,
オ 廃プラスチック類 (自動車等破砕物を除く。), カ 紙くず,
キ 木くず, ク 繊維くず, ケ 動植物性残さ, コ 動物系固形不要物,
サ ゴムくず, シ 金属くず (自動車等破砕物を除く。),
ス ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず (自動車等破砕物を除く。)
(これらのうち, 特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については, 石綿含有産業廃棄物を処分できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」, 「水銀含有ばいじん等を含む」の記載がない種類については, それぞれ水銀使用製品産業廃棄物, 水銀含有ばいじん等を処分できない。

2 事業の用に供する全ての施設

許可証別紙1及び2のとおり



3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成4年7月2日 新規許可
平成29年9月7日 更新許可 (優良認定)
平成30年7月25日 変更届 (保管施設の変更)
平成30年12月20日 変更届 (代表者の変更)

5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

存・無

(以下余白)

許可証別紙 1

事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)	処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
焼却施設 (第2工場) (施行令第7条第3号, 第5号, 第8号, 第13号の2) (変更許可: 平成27年11月16日, 第27-2-440号)	汚泥 11 t/日 (0.46 t/時×24時間)	1	千葉県成田市 十余三字天神峯 164番16の一部, 214番62, 同番67の一部, 同番100の一部, 同番107, 同番104の一部, 同番136の一部, 同番143の一部, 同番206, 同番217の一部, 同番252, 同番253, 十余三字稻荷峯 151番501, 同番396の一部, 同番476の一部, 吉岡字木挽谷 1481番1の一部, 同番4の一部, 同番5の一部
	廃油 11 t/日 (0.46 t/時×24時間)		
	廃酸 7.2 t/日 (0.30 t/時×24時間)		
	廃アルカリ 7.2 t/日 (0.30 t/時×24時間)		
	廃プラスチック類 50 t/日 (2.56 t/時×24時間)		
	紙くず 84 t/日 (3.50 t/時×24時間)		
	木くず 84 t/日 (3.50 t/時×24時間)		
	繊維くず 84 t/日 (3.50 t/時×24時間)		
	動植物性残さ 84 t/日 (3.50 t/時×24時間)		
	動物系固形不要物 84 t/日 (3.50 t/時×24時間)		
	ゴムくず 48 t/日 (2.00 t/時×24時間) (平成28年2月2日)		
廃油保管施設	6.2 m ² 14 m ³	1	
廃酸保管施設	4.5 m ² 10 m ³	1	
廃アルカリ 保管施設	4.5 m ² 10 m ³	1	
汚泥, 廃プラスチック類, 紙くず, 木くず, 繊維くず, 動植物性残さ及び ゴムくず保管施設	87 m ² 609 m ³	1	
金属くず保管施設	9.1 m ² 21 m ³	1	
ガラスくず, コン クリートくず及び 陶磁器くず保管施設	12 m ² 28 m ³	1	
動物系固形不要物 保管施設	113 m ² 237 m ³	1	
	116 m ² 243 m ³	1	

NO COPY
再複写無効

(以下余白)



許可証別紙2

事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)	処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
焼却施設 (第1工場) (施行令第7条第13号の2)	木くず 177.6 t/日 (7.40 t/時×24時間)	1	千葉県成田市 十余三字天神峯 164番16の一部, 214番62, 同番67の一部, 同番100の一部, 同番107, 同番104の一部, 同番136の一部, 同番143の一部, 同番206, 同番217の一部, 同番252, 同番253, 十余三字稻荷峯 151番501, 同番396の一部, 同番476の一部, 吉岡字木挽谷 1481番1の一部, 同番4の一部, 同番5の一部
木くず保管施設 (物品賃借業及び物流用 廃パレットに係るもの)	181 m ² 1,720 m ³	1	
燃え殻保管施設 (第1工場)	24 m ² 99 m ³	1	
ばいじん保管施設 (第1工場)	5.7 m ² 20 m ³	1	
燃え殻保管施設 (第2工場)	8.9 m ² 28 m ³	1	
ばいじん(13号廃棄物) 保管施設 (第2工場)	11 m ² 14 m ³	1	

(以下余白)



NO COPY
再複写無効